

# 令和6年度桜づつみ整備に向けた調査業務 計画書

令和7年3月



## 目 次

序章 はじめに	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の対象	1
第Ⅰ章 新利根川桜づみの概要	2
I-1 これまでの経緯	2
I-2 新利根川桜づみの現状	4
1. 現地調査（図面、写真）	4
2. 全体の整備状況	7
3. 桜の植栽状況	9
第Ⅱ章 本市における位置づけ	15
1. 新利根川桜づみの位置と周辺状況	15
2. 稲敷市における桜を活かした取り組み	17
第Ⅲ章 新利根川桜づみ整備の課題	21
第Ⅳ章 新利根川桜づみ整備計画	22
IV-1 新利根川桜づみ整備のテーマ	22
IV-2 新利根川桜づみ整備計画	23
1. 桜の品種の考え方	23
2. 植樹の考え方	26
3. 新利根川桜づみの全体計画（案）	28
第Ⅴ章 桜づみ整備と維持・管理のあり方	37
V-1 桜づみ整備のあり方	37
1. 整備（取り組み）メニュー	37
V-2 整備プログラムの設定	41
1. 期別目標の設定	41
2. 整備（取り組み）メニューごとのスケジュール	42
3. 第Ⅰ期における桜の植栽敷地の確保及び桜の植樹活動の推進	43
V-3 整備の促進と管理のあり方	44
1. 市民が参加する植樹の促進	44
2. 桜づみの管理	44
■資料 現地踏査図	45



# 序章 はじめに

## 1. 計画策定の目的

新利根川桜づつみについては、合併前の旧東町において、平成2年から平成18年まで段階的に新利根川の堤体を活用して、桜づつみの整備が行われ、現在までに約6.5kmの桜の並木が形成されています。

稻敷市は、令和8年度に合併20周年を迎えますが、未来に向けて新しい地域の魅力を創出するため、これまでの取り組みを踏まえながら、新利根川桜づつみの整備・充実を行うための計画を策定します。

## 2. 計画の対象

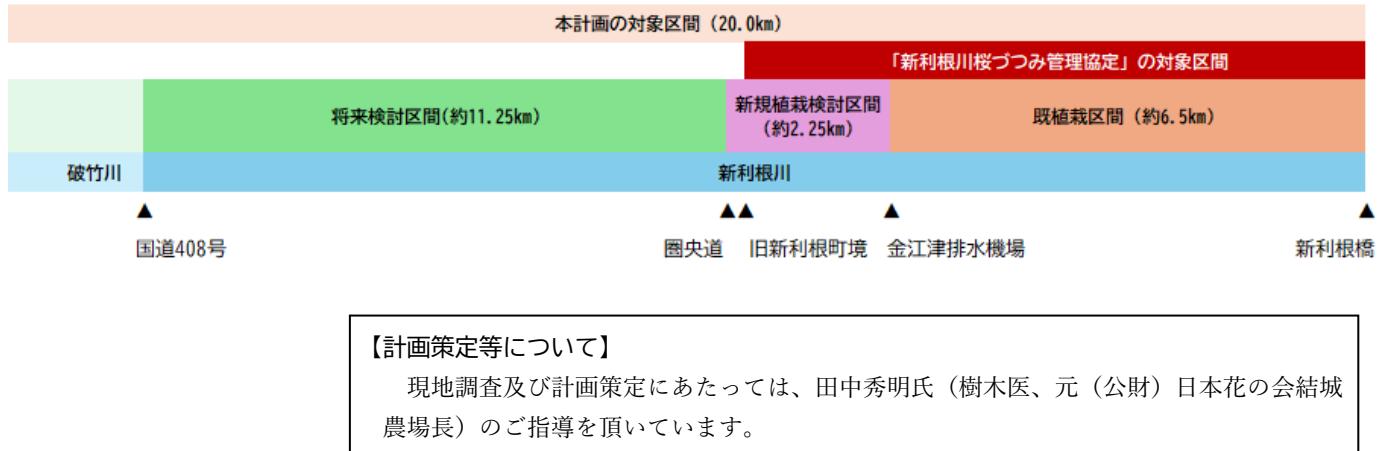
本計画の対象は、新利根川沿岸の新利根橋から国道408号までの約20.0kmを対象とします。

このうち、新利根橋から金江津排水機場までの約6.5kmは、既に桜が植栽されている区間となっています。

今後、新たに桜並木の形成を検討する区間は、金江津排水機場以西の約13.5kmとなります。

このうち、旧新利根町境以西については、「新利根川桜づつみ管理協定」の対象区間となっていないことから、旧新利根町内となる首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」）以西の約11.25kmの区間については長期的に取り組む区間とし、当面は、既に桜が植栽されている区間の維持・整備と、金江津排水機場から約2.25km区間（概ね圏央道まで）での桜並木の形成を目指すこととします。

図－計画対象区間



# 第Ⅰ章 新利根川桜づみの概要

## I-1 これまでの経緯

新利根川桜づみについては、旧東町が新利根川沿岸での桜並木の整備を計画し、河川南側の堤防について、茨城県と締結した管理協定に基づき実施してきました。桜並木の整備は、平成2年から平成18年まで実施され、新利根橋から金江津排水機場までの約6.5kmの区間で整備が完了しています。

植栽されている桜の現存数は1,191本で、内訳は、ソメイヨシノ935本、ヤマザクラ166本、ボタノザクラ90本となっています。

### 新利根川桜づみ管理協定

#### (目的)

第1条 この協定は、桜づみの維持管理の方法について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 桜づみとは、桜の植樹等により良好な水辺空間の形成を図り、併せて堤防の強化及び土砂の備蓄等水防活動に必要な機能の整備のために設置した堤防側帯をいう。

#### (桜づみの範囲等)

第3条 この定義の対象となる桜づみは、利根川水系新利根川右岸 0.65km～新利根町境間(約11km)とする。

桜づみの位置及び範囲は、別図1、2、3のとおりとする。

#### (桜づみの環境維持)

第4条 東町長は、桜づみの良好な環境の保全のため、樹木等の植栽管理及び草刈り、清掃等の維持行為を行うものとする。

2. 前項の範囲は、第3条第2項のとおりとする。
3. 維持行為は、毎年度完了した箇所より行うものとする。

#### (水防時の土砂の採取等)

第5条 河川管理者及び水防管理団体は、河川管理上支障のない範囲で、桜づみにおいて水防に必要な樹木の伐採及び土砂の採取を行うことができるものとする。

2. 水防活動により樹木の伐採及び土砂の採取等を行った場合は、河川管理者にて原形復旧を行う。ただし、樹木については、同一種の若木の植樹において代替できるものとする。
3. 河川管理者及び水防管理団体が桜づみにおいて伐採、土砂採取を行うことができる範囲は別図4のとおりとする。

(災害復旧等)

第6条 災害その他により桜づみの諸施設に破損を生じた場合は、河川管理者及び東町長は、速やかに各々が整備した施設について復旧を行うものとする。

(雑則)

第7条 桜づみの維持又は管理で、第4条から前条までの規定によることが適當でないと認められるものについては、その都度、河川管理者と東町長とが協議して定めるものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項についても、同様とする。

この協定は、平成9年4月1日から実施する。

平成9年2月10日

茨城県稻敷郡東町結佐1545

東町長 成毛平昌

河川管理者

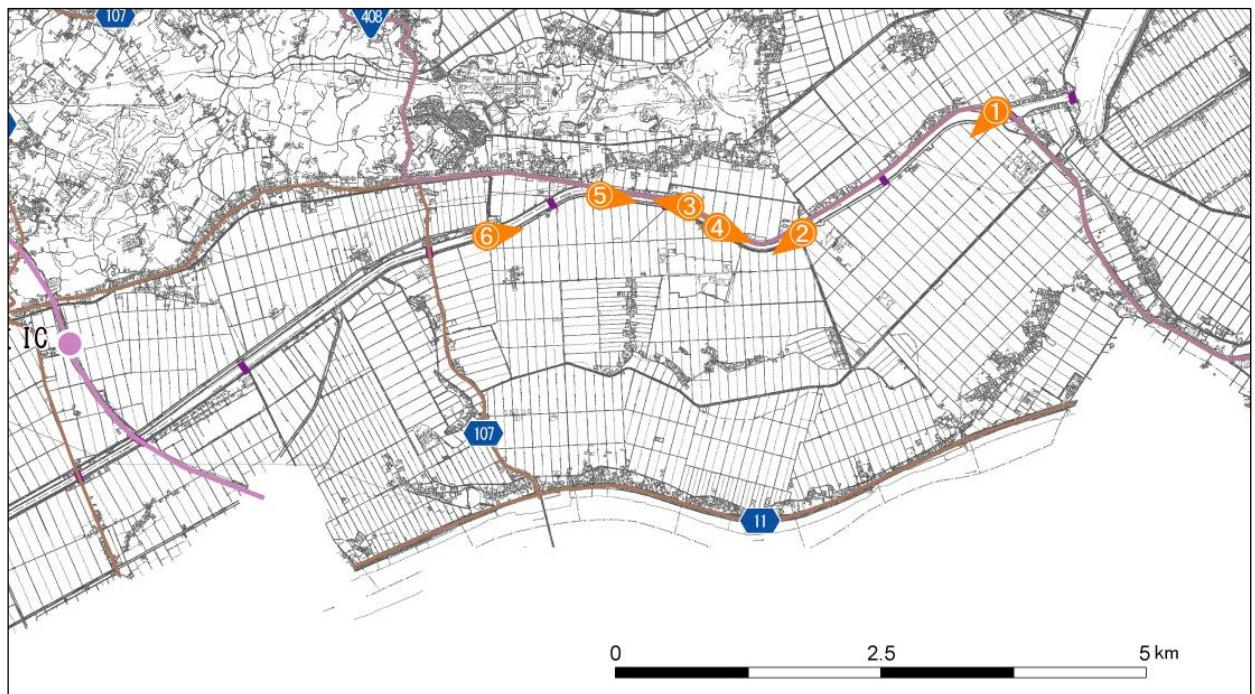
茨城県竜ヶ崎市川原代町6181

茨城県竜ヶ崎土木事務所長 大山克巳

## I – 2 新利根川桜づつみの現状

### 1. 現地調査

図－写真撮影位置





③遊歩道設置区間

遊歩道設置区間では、桜のトンネルが形成されている。



④幅の広い植栽区間

2列植栽の一部は、幅が広くなっています。イベント会場として利用されている。



⑤良好な樹形の桜(1)

傘状の樹形が形成されている。



⑥良好な樹形の桜(2)

傘状の樹形が形成されている。道路部分についての適切な管理が望まれる。

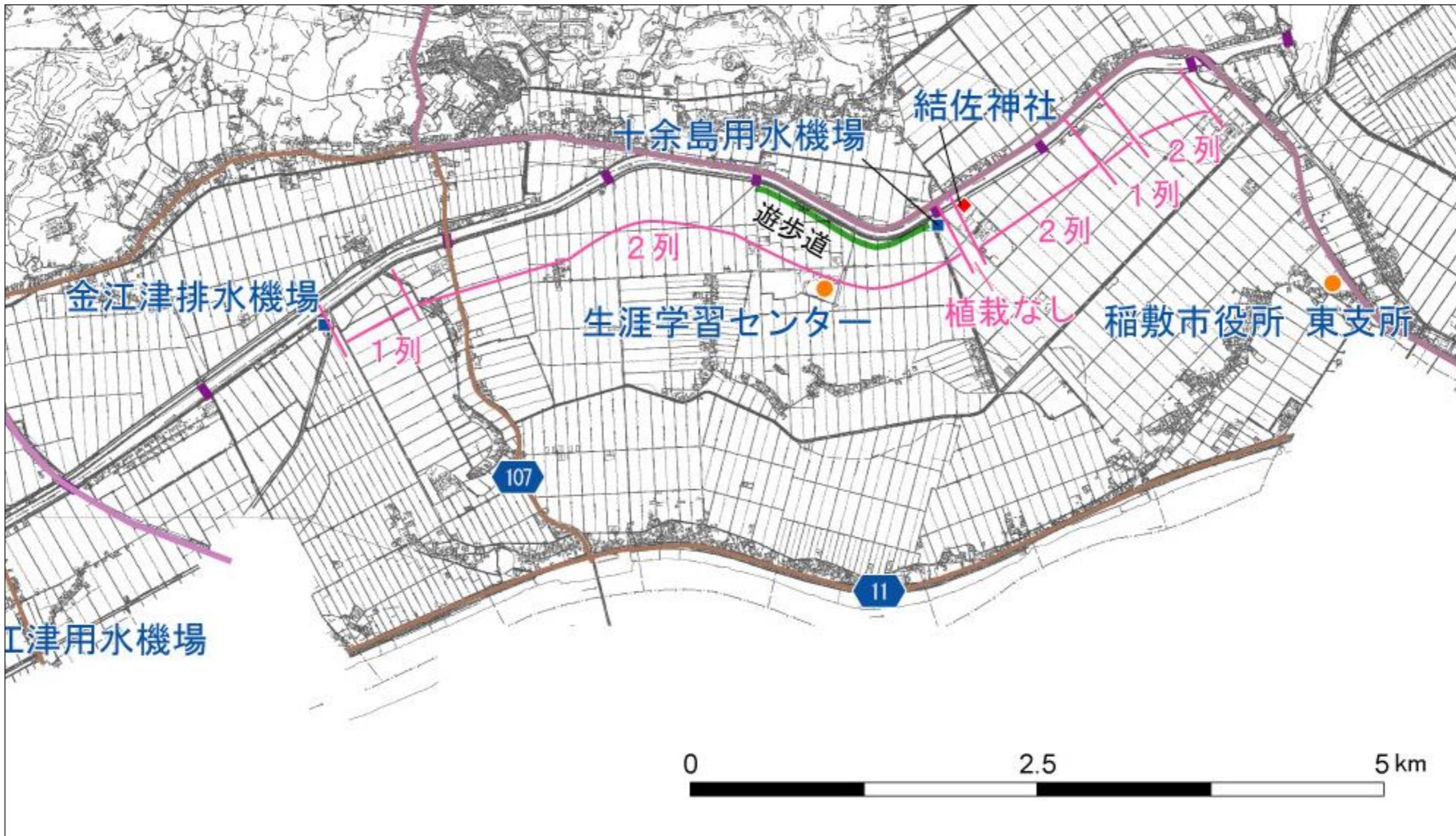


## 2. 全体の整備状況

○令和6年現在、新利根川沿岸の桜については、市道（東）1464号線から市道（東）2-18号線を経て、金江津排水機場までの区間に植栽されており、桜並木を形成しています。

○植栽状況については、2列の植栽を基本としていますが、一部1列の区間が見られます。さらに、2列となっている区間のうち、十余島用水機場から市道（東）1-1号線までの約1.35kmについては、桜の樹間に遊歩道が整備されています。

図-全体の整備状況





### 3. 桜の植栽状況

#### (1) 桜の植栽状況

○桜の樹種は、ソメイヨシノが基本となっていますが、一部、ヤマザクラ、ボタンザクラが植栽されており、開花時期に違いが見られています。

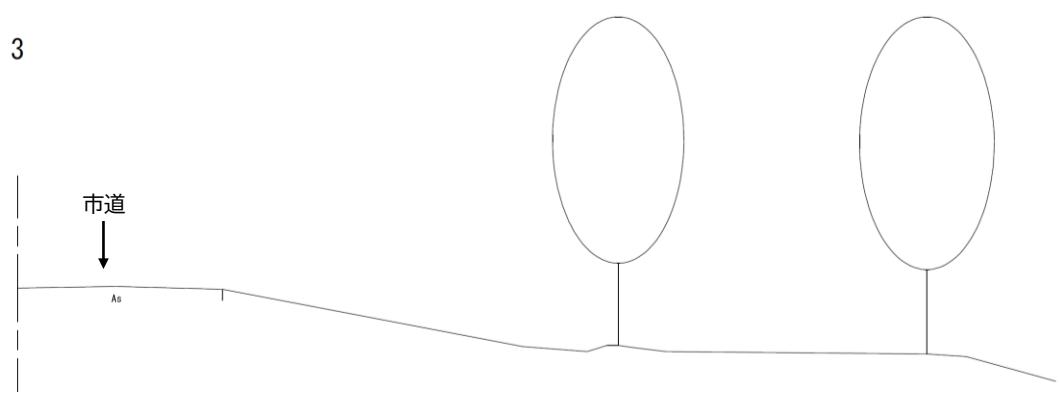
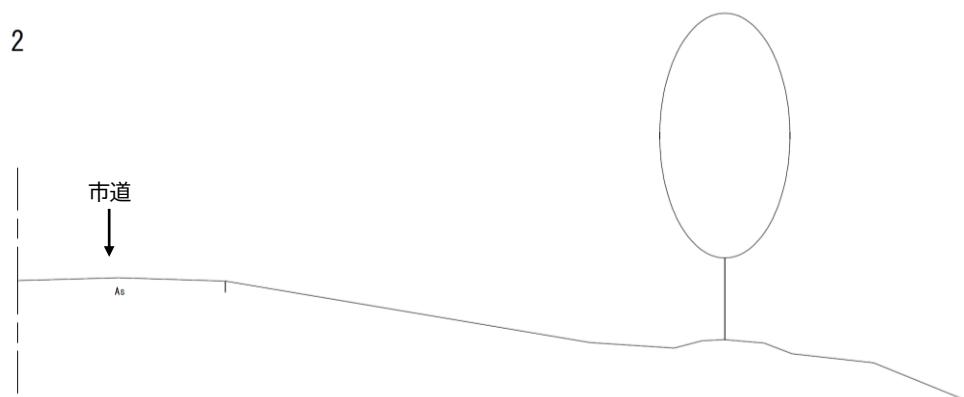
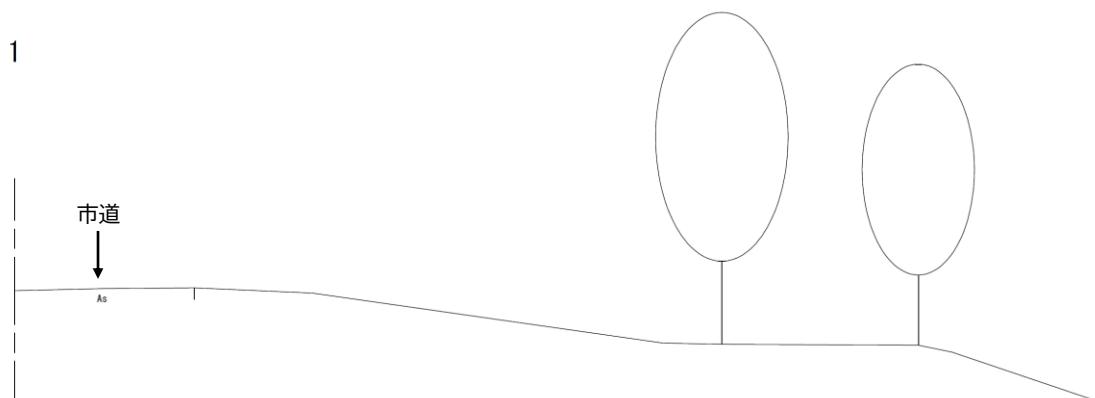
○植栽にあたっては、新利根川の堤体に腹付け状に余盛を行い、1列または2列で植栽をしています。なお、植栽されている余盛部については、堤体と比べて低い箇所とほぼ同じ高さとなっている箇所があります。

○なお、現在の新利根川桜づつみ管理協定の対象区間は、利根川水系新利根川右岸 0.65km～新利根町境間（約11km）〔以下、「旧新利根町境」〕までとなっています。そのため、新規に整備する区間については、植栽できるスペースが十分確保されていない箇所もあります。

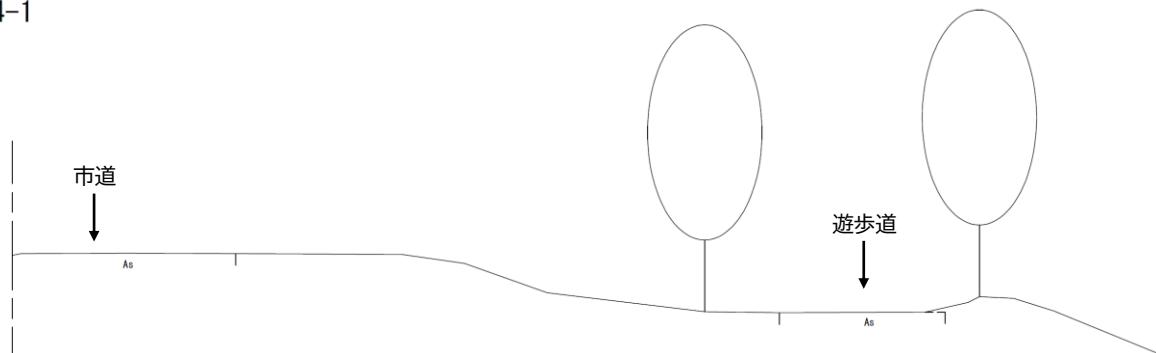
図－横断図観測位置図



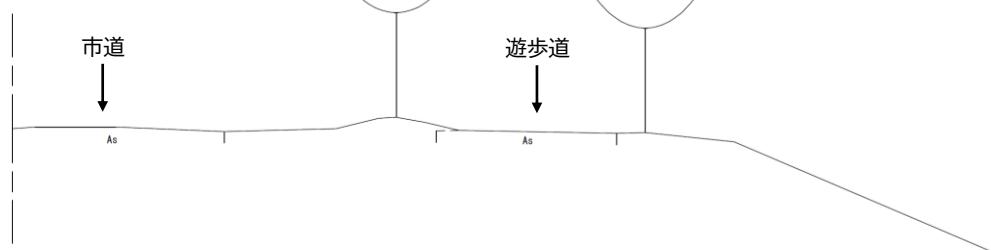
図-桜の植栽状況（横断図）



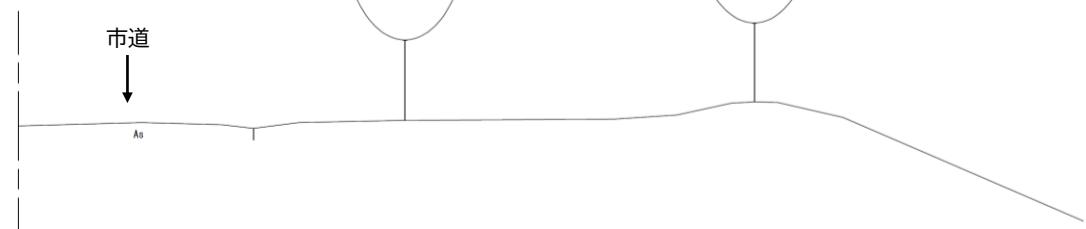
4-1



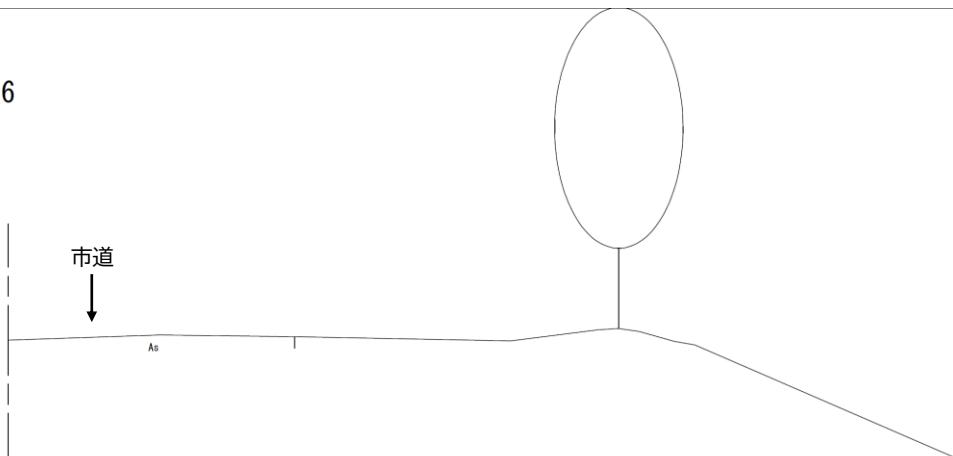
4-2



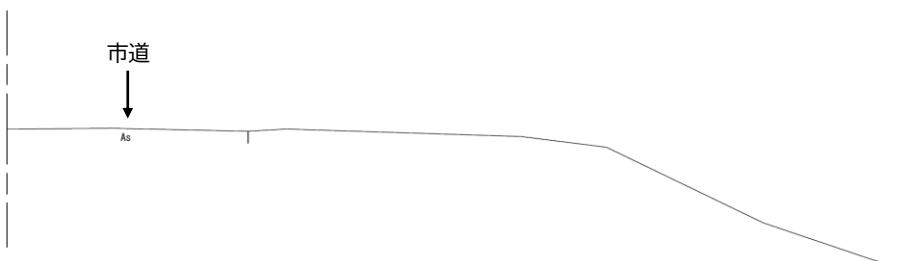
5



6



7



※旧新利根町地内（未植栽区間）

ストックヤード（南太田地内など）として利用されている区間では、植栽可能な用地が確保されているが、一部で、上記写真のように植栽が困難と考えられる区間もみられる。

## (2) 桜の管理状況

○桜の管理については、特に隣接する水田の営農環境に配慮し、トラクターの通行に障害になる枝の伐採、枯れ枝などの水田への飛散防止などの管理を行っているほか、下草刈りを実施しています。



### ■剪定の状況

桜は腐朽しやすいため、枝が太くなる前に選定することが望ましい。



### ■農地側の管理状況

農道に配慮した剪定が行われている。

### (3) 桜の生育状況

○前述のように、桜の植栽にあたっては、堤体に余盛を行った箇所に植樹を行っていますが、場所によって生育状況が異なっており、生育の悪い樹木や枯死が見られる箇所があります。

○生育状況については、比較的ソメイヨシノの生育は良いと思われますが、ヤマザクラや八重桜の生育が不良になっており、生育状況の違いについては、品種による影響や、余盛部分の締固めにより根が十分成長できることなどが考えられます。



#### ■生育が不良な桜

成長が十分でなく樹形の形成がなされていない。



#### ■生育が不良な桜

幹を伐採しており、樹幹の成長が不十分になっている。



#### ■生育が異なる桜

幹を伐採しており、樹幹の成長が不十分になっている。



#### ■良好な桜並木が形成されている区間

遊歩道が整備され、散策できる桜並木が形成されている。



#### ■新梢がみられる桜

既存の幹から新しい枝の生育がみられる。

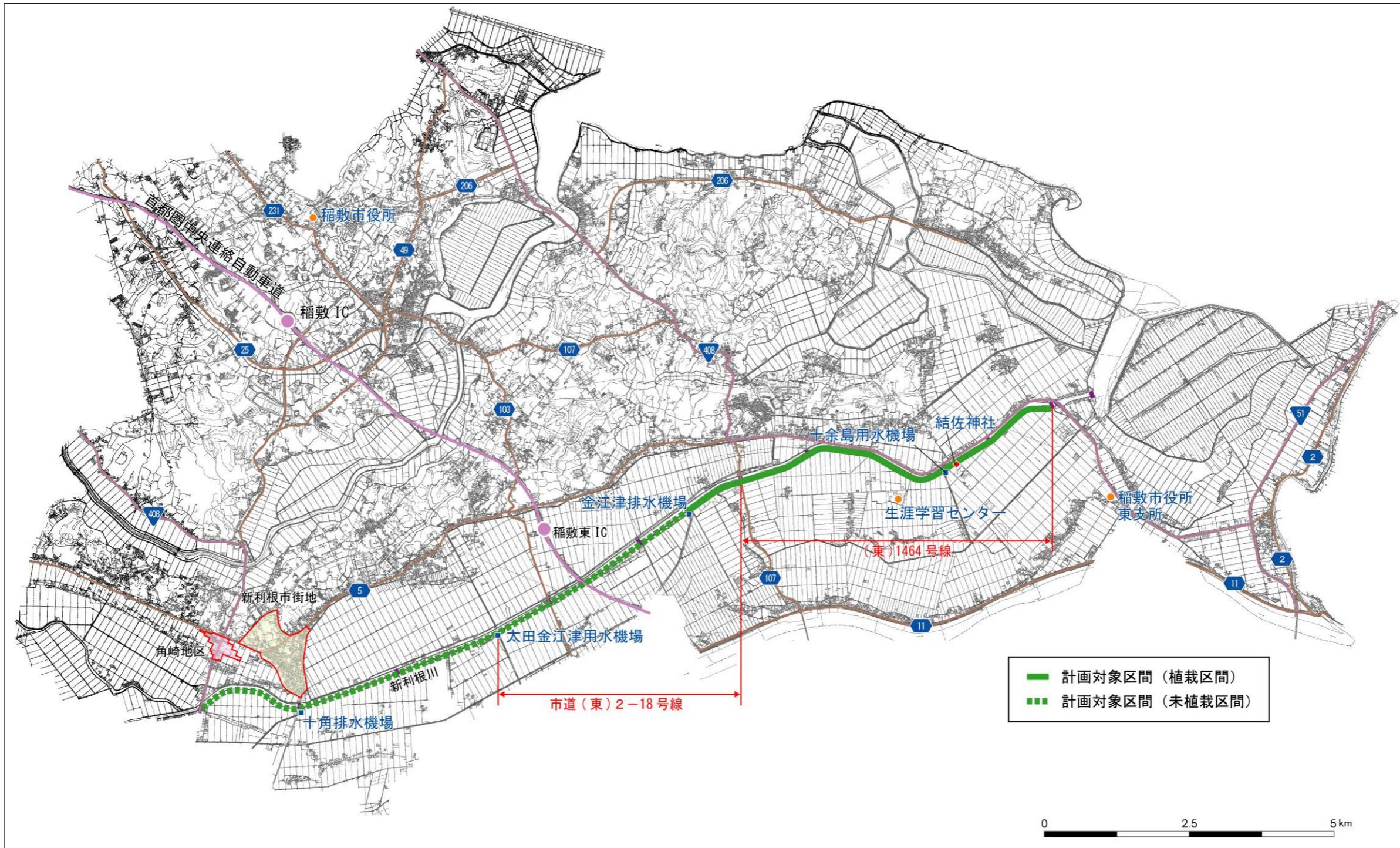
## 第Ⅱ章 本市における位置づけ

### 1. 新利根川桜づつみの位置と周辺状況

新利根川桜づつみは、稲敷市の東地区と新利根地区を流れる新利根川沿いに形成されています。

周辺は、水田地帯となっていますが、新利根川北部には、新利根市街地や集落が位置しているとともに、南部には稲敷市歴史民俗資料館、あずま生涯学習センターも点在しています。

図－新利根川桜づつみの位置と周辺状況





## 2. 稲敷市における桜を活かした取り組み

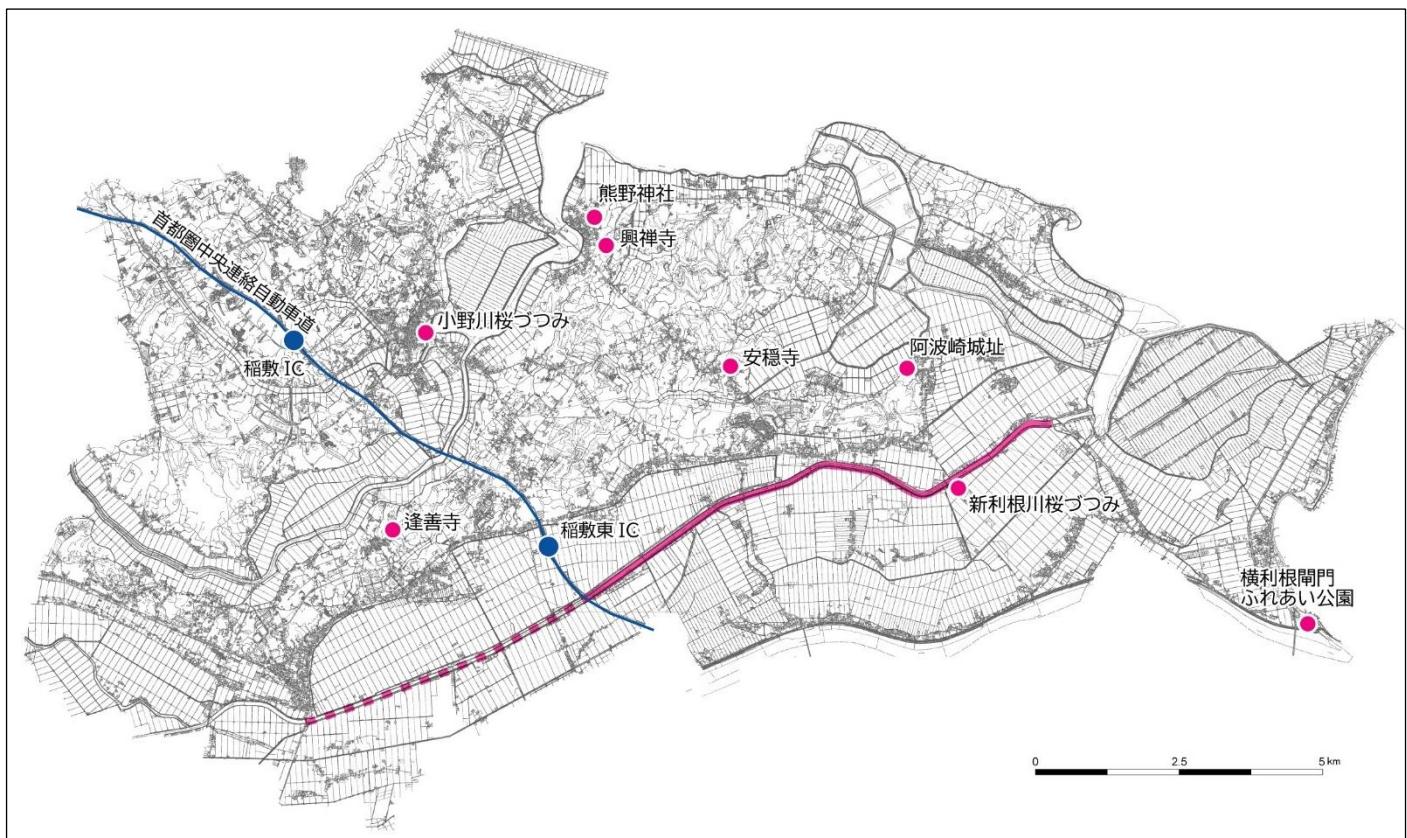
### (1) 稲敷市内の桜の名所

稲敷市においては、市内桜スポットとして、市のHPで次のような箇所が紹介されています。

地区名	名 所	概 要
東地区	横利根閘門ふれあい公園	重要文化財に指定されている横利根閘門は、完成以来70年以上にわたって利用されています。レンガと石組みで造られた中世以来のヨーロッパ閘門の伝統を受け継いだ構造により、園内に咲き誇る桜と調和した美しい風景が楽しめます。
	新利根川桜づつみ	新利根川の右岸堤防に整備中の桜づつみは、現在、河口付近から幸田橋まで完成しています。
	阿波崎城址	北畠親房ゆかりの阿波崎城址は、地元の保存会の皆さんにより、25年以上も前から植栽や清掃などが行われ、山の斜面いっぱいに桜の花が咲き誇るようになりました。
桜川地区	安穏寺	大杉神社に隣接する安穏寺は、源義経の家臣、常陸坊海尊が滞在したという伝説があり、その石碑が建てられています。現在は桜の木々が華やかに咲き競い、桜の名所となっていて、多くの人々を楽しませています。
	興禪寺	安産・子育ての守護仏として有名な興禪寺。ソメイヨシノが華やかに咲き誇り、見る人を楽しませます。
新利根地区	逢善寺	小野の観音様として古くから親しまれている逢善寺。境内にはソメイヨシノやヤエザクラなど数種類の桜の木があり、長期間花見が楽しめます。
	熊野神社	熊野神社を下る坂道には桜並木が続きます。道の両側にアーチを描くように出来る桜のトンネルは壮観で、この美しい風景は、道行く人々の心を和ませています。
江戸崎地区	小野川桜づつみ	小野川の大正橋付近の堤防や、リバーサイドパーク（かぼちゃ公園）のほか、現在は江戸崎庁舎裏の土手も整備中です。この桜づつみは、ソメイヨシノやヤエザクラなどが植樹され、将来気軽に花見を楽しめる場所になる予定です。

出典) 稲敷市HP

図－稻敷市内の桜の名所



■横利根閘門ふれあい公園



■新利根川桜づみ



■阿波崎城址



■安穩寺



■興禪寺



■逢善寺



■熊野神社



■小野川桜づつみ

## (2) 桜を活用したイベント

新利根川桜づみでは、桜を生かしたイベントとして、稲敷市商工会青年部が主催し「桜づみライトアップ事業」を行っています。



新利根川桜づみライトアップ・稲敷桜まつり 2024  
出典) 観光茨城 H P

### 桜づみライトアップ事業について

#### 1 概要

自然環境の保全保護及び稲敷市民等の交流を図ることを目的に、新利根川桜づみをライトアップする。その様子を S N S 等で公開し稲敷市の P R に繋げる。

#### 2 実施時期

令和 7 年 3 月下旬から 4 月上旬頃にかけて、桜の開花に合わせ 2 週間ほどの期間中、新利根川沿いの桜をライトアップする。

4 月 5 日(土)、6 日(日)には、イベントとして、キッチンカーによる出店や抽選会を実施する予定。※雨天、荒天の場合は中止。

#### 3 実施場所

新利根川桜づみ遊歩道

#### 4 実施主体

稲敷市商工会青年部

#### 5 位置図



## 第Ⅲ章 新利根川桜づみ整備の課題

### ■課題－1 既存樹の維持・管理の適性化

今後の桜づみの充実に向けては、既存樹の維持・管理が不可欠であり、既に指摘されている営農環境との調和を図りつつ、桜並木としての景観向上に向けた樹形の形成、生育状況の良い箇所については、植替えや他の用途として活用も含めた検討が必要と考えられます。

また、桜の種類については、これまでソメイヨシノを中心としてきましたが、てんぐ巣病の発生が多いことから、現在主流となっているジンダイアケボノへの移行についても検討が必要と考えられます。

### ■課題－2 市民が参加する桜づみ整備に向けた意識醸成

桜の名所づくりにおいては、全国各地で住民参加による植樹や維持・管理が行われています。新利根川桜づみにおいても、旧東町においては、記念植樹などが行われていた経緯もあり、今後の桜づみの整備においては、子どもたちをはじめとする市民による植樹やオーナー制度、維持管理などへの市民参加について検討する必要があります。

### ■課題－3 開花の時期と期間についての検討

一般的に桜の見ごろは、3月下旬から4月上旬となっていますが、近年は地球温暖化の影響などもあり、開花時期が早くなっています。また、新利根川で桜づみの整備を検討する区間は長大であり、他の桜の名所と異なる個性の演出や、イベント開催などを考慮すると、開花時期を多様化するとともに、桜を楽しめる期間を長くする工夫も必要と考えられます。

### ■課題－4 長大な桜づみを楽しめる仕掛け、周辺の地域資源との連携に関する検討

新利根川桜づみは、稲敷市内を横断する線状の桜の名所を目指す取り組みですが、新利根川桜づみを活用したイベント開催なども想定されることから、桜を楽しむ散策路としての利用だけでなく、広場機能や休憩機能の充実を図ることにより、桜づみを回遊する楽しさを創出することが期待されます。

また、稲敷市内には、他にも桜の名所があることや、周辺に公共施設が位置することから、このような名所や施設との連携についても検討する必要があります。

### ■課題－5 関係機関との調整

新利根川桜づみの整備検討対象としている区間のうち旧新利根町境以西の未整備区間については、現在ストックヤード（南太田地内など）として利用されている箇所や、桜の植栽のための用地が十分確保できないと考えられる箇所もあることから、未整備区間については、桜の植栽の方針について管理者との十分な協議が必要となります。

## 第Ⅳ章 新利根川桜づみ整備計画

### IV-1 新利根川桜づみ整備のテーマ

新利根川桜づみについては、旧東町時代から、市民団体による記念植樹が行われるなど、住民が関わりを持って桜づみの整備に取り組んできた経緯があります。

そのため、今後の整備においても、このような市民（住民）参加を基本としつつ、稲敷市合併20周年を契機とした将来に向けた稲敷市づくりの一環として取り組むこととし、新利根川桜づみ整備のテーマを以下のように設定します。

#### 私たちの稲敷を未来につなぐ、桜の回廊づくり

また、整備のテーマに基づき実施する具体的な取組の指針として、次のように基本方針を定めます。

##### ■基本方針-1 市民が親しみ、誇りとなる未来の資源を創る

全国各地の桜の名所においては、そこに暮らす住民が参加し桜の名所が創られてきた場所が多くあります。新利根川桜づみの整備においても、市民と行政が連携しながら整備に取り組み、維持・管理などへの参加を通じて、桜づみに親しみを持ち、未来に稲敷市をつなぐ資源としていくことを目指します。

##### ■基本方針-2 観光資源としての魅力向上と新利根川という「軸」の活用

桜の名所を活用した観光交流を促進する資源とするため、桜の季節のイベントの充実、新利根川桜づみと市内の桜の名所との連携を図ることにより、稲敷市への来訪動機の創出に取り組みます。

また、新利根川という本市の東西を連携する軸を活用し、桜以外の季節の景観創出、散策などの利用も促進することとします。

## IV-2 新利根川桜づつみ整備計画

### 1. 桜の品種の考え方

#### (1) 品種選定の考え方

品種の選定においては、生育やてんぐ巣病への対応を考慮することとします。

現在、桜の代表的な品種となっているソメイヨシノについては、てんぐ巣病に弱いことから、ソメイヨシノに類似するジンダイアケボノが推奨されていることから、今後新たに植栽する桜については、ジンダイアケボノを基本とします。

表－ジンダイアケボノとソメイヨシノの特性

	ソメイヨシノ	ジンダイアケボノ
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○開花の標準木となっている代表的な品種。</li><li>○剪定により幹腐朽菌が侵入しやすい。</li><li>○てんぐす病、アメリカシロヒトリ、コスカシバの虫害がみられる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ソメイヨシノよりてんぐ巣病※にかかりにくく、ソメイヨシノの代替種とされている。</li></ul>
花形	<ul style="list-style-type: none"><li>○一重咲きの中輪で淡いピンク色。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○一重咲きの中輪。花の色はソメイヨシノに比べてやや濃い。</li></ul>
樹形	<ul style="list-style-type: none"><li>○高木で傘状。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○高木で傘状だが、ソメイヨシノに比べてやや小ぶり。</li></ul>

※てんぐ巣病：樹木の茎・枝が異常に密生する奇形症状を示す植物病害の一種。

#### (2) 開花期間の考え方

開花期間については、品種を統一して開花期を合わせる（短期にする）、異なる品種を植えることにより開花期をずらす（長期にする）ことが考えられます。

本地区では、地域資源や観光資源としての話題性や集客性の創出が期待され、新利根川沿岸の長大な桜の名所としてボリューム感を演出することが考えられます。また、桜の開花時期と田植え時期が重複するため、営農環境と観光資源としての桜づつみの共存を目指すためには、桜を目的とする観光客の来訪を過度に長期化させないことが適切と考えられます。

このようなことから、開花時期については、次ページに示す「集中開花型」を目指すこととし、前項で示したように、ジンダイアケボノと既存のソメイヨシノを中心とする桜づつみの形成を目指すこととします。

## 【参考－桜の植栽のパターン】

桜の名所づくり

# 桜を魅せる基本型

桜の名所づくりでは品種の選択が重要です。目的とする将来像をイメージして計画してみましょう。

## 桜の名所づくりにおける基本パターン



### 集中開花型

- 同じ時期に開花する品種により  
ボリューム感のある名所を演出する
- 見応えのある空間づくりが容易にできる。
  - 短期間に花見客が集中するため、  
トイレ・駐車場など最大時の設備が必要。

#### A1 1種類に絞る



##### 特徴

- 樹形も揃い、より統一感がある。
- 選択する品種により、独自性のある名所づくりが可能です。

#### A2 複数の種類を組合わせる



##### 特徴

- 品種の組合せにより個性化が図れる。



### 分散開花型

- 開花期が異なる品種を組合わせて  
花の期間を演出する

- 観賞期間を長くできるため、  
地域のコミュニティで楽しむ花見に向く。
- 花見客は分散するため、  
トイレ・駐車場などの設備はあまりかかりない。



3月下旬頃



4月上旬頃



4月下旬頃

## 公益財団法人日本花の会

### 事務局

〒105-8316  
東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング9F  
TEL : 03-6849-9821 FAX : 03-6849-9822

### 結城農場・桜見本園

〒307-0044  
茨城県結城市田間2217  
TEL : 0296-35-0235 FAX : 0296-35-3385

<https://www.hananokai.or.jp>

※お問い合わせは上記 URL からも可能です。



出典：公益財団法人日本花の会

## 【参考－桜の植栽のパターン（植栽事例）】

### 植栽事例



#### A 集中開花型

集客を目的とする桜の名所では開花期を揃えるのが基本です。

同じ品種であれば、樹形も揃った統一感を演出できます。

早咲きや遅咲きタイプを活用し既存名所との個性化を図りましょう。

開花期が同じ異なる品種の組合せでは華やかさの演出が可能です。

##### A1 1種類に絞る



高遠城址公園（長野県伊那市）



千曲川河川公園（長野県小布施町）

##### A2 複数の種類を組合わせる



日本花の会・さくら見本園（茨城県結城市）



日本花の会・さくら見本園（茨城県結城市）



#### B 分散開花型

開花期が異なる品種を活用して長く桜を楽しむことも可能です。

地域の皆さんで楽しむ名所づくりにおススメです。

見栄えを良くするために開花期が同じ品種をまとめて植栽しましょう。



4月上旬に見頃を迎えるゾーン

例:新宿御苑  
(東京都新宿区)

開花期が異なる桜は、  
ゾーンを区切って  
一群で植栽すれば、  
見応えができます。

4月中旬に見頃を迎えるゾーン



開花期が異なる品種を混ぜて植栽した  
場合、ボリュームや一体感が失われます。



出典：公益財団法人日本花の会

## 2. 植樹の考え方

新利根川桜づつみの整備においては、河川沿岸への植栽であることから、桜並木の形成を目指すことを基本とし、次のような考え方で植栽を行います。

### (1) 新たに植栽する場合の考え方

- 植栽間隔については、根を張ることができるスペース（0.7～0.8m程度）の確保、将来の枝の成長を考慮した適切な間隔（一般的には8～10m程度）とします。
- 植栽配列については、従来のとおり堤外地とし、堤防への余盛を行うこととします。
- 実際に植栽場所を決定するにあたっては、河川や堤体への影響、隣接する水田や道路の通行を考慮することとします。
- 桜の苗木を植栽する部分については、根の成長環境を確保するため、植栽場所の土を柔らかくするとともに、必要に応じて土壌改良を行うこととします。
- 桜並木の連続性を演出するため、既存の植栽区間のうち、桜が植樹されていない区間については、計画的に植栽することが考えられます。特に、市道(東)1576号線と結佐神社の間については、来訪者の駐車場としての利用が想定される歴史民俗資料館にも近いことから、新たに植樹することが考えられます。

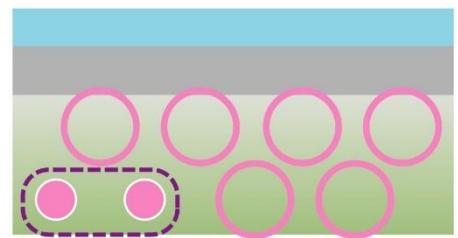


■市道(東)1576号線から結佐神社の状況

植栽可能な用地は確保されているが、植樹されておらず、桜並木の連続性を演出するため、新たに植樹することが考えられる。

## (2) 枯死した桜の植替えについての考え方

- 枯死や生育の悪い桜の植替えを行う場合、いわゆる「いや地」減少を抑制するため、可能な範囲で土壤改良を行うこととします。
- 一方で、現在、生育の悪い箇所や隣接する水田への悪影響が考えられる箇所については、新たに植替えを行わず、緑地や広場などとして利用することについても検討することします。



生育の悪い桜の植替え

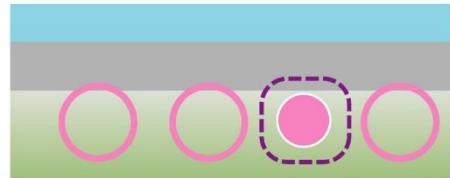


### ■生育が悪い区間

結佐神社東側には生育が不良なものが多い。植替えの際には、いや地を考慮して客土が必要になることから、植替えだけでなくイベント空間や駐車場としての利用についても検討することも考えられる。

### (3) 並木景観の形成に向けた考え方

- 桜並木らしい景観形成に向け、桜の樹形については「傘状」あるいは「盃状」を目指すこととし、枝の成長のための適正な間隔を確保するとともに、植栽密度が低い箇所への捕植を行います。
- また、捕植を行う場合は、周囲の被圧樹木の剪定、伐採などを行うこととします。



植栽密度の低い箇所への捕植

### (4) その他整備にあたって考慮する事項

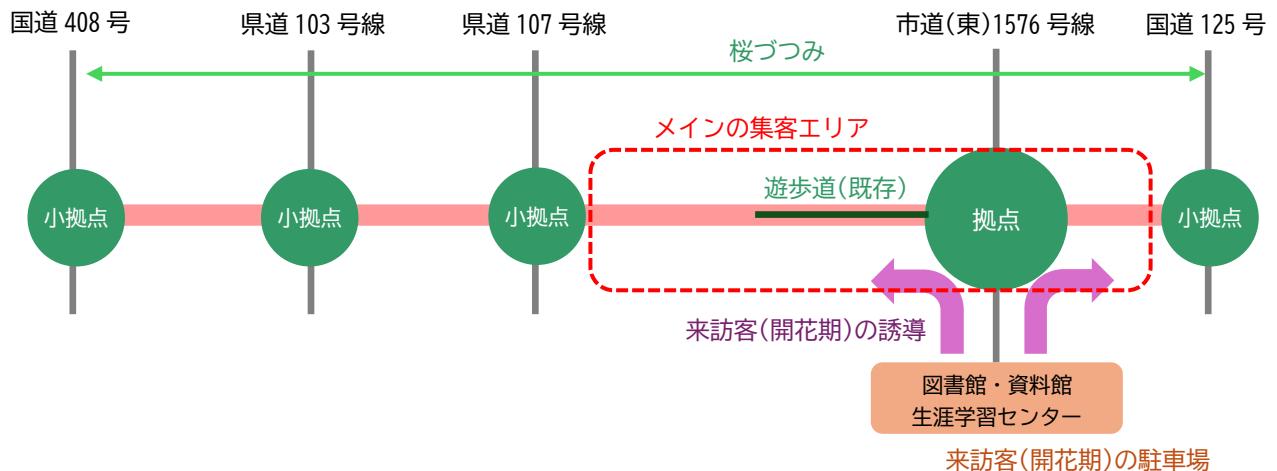
- 新たに植栽を行う場合は、落葉樹の休眠期等を考慮し、桜の植替えの適期とされる11月から12月上旬、または2月下旬から3月上旬に行うこととします。
- 良好な樹形の形成、周辺の営農環境、道路空間の確保した並木を形成するため、適切に整枝剪定を行います。特に桜は、腐朽しやすいため枝が太くなる前の早期剪定に努めることとします。
- 維持・管理については、行政だけでは、維持管理費用や管理頻度が十分に確保されない可能性もあることから、住民を交えた管理体制を整備することとします。

## 3. 新利根川桜づつみの全体計画（案）

新利根川桜づつみの形成にあたっては、桜づつみの延長が長大であることから、拠点を位置づけるとともに、拠点間を連携する軸（桜づつみ）により全体のゾーンを形成します。なお、拠点については、位置や機能を考慮し「拠点」と「小拠点」を位置づけます。

また、メインの集客エリアについては、既存の植栽状況や用地幅、開花期の来訪者の駐車場としての活用が考えられる、図書館・歴史民俗資料館、生涯学習センターなどからのアクセスを考慮し、国道125号から県道107号線までの区間を想定します。

図－新利根川桜づつみの形成イメージ



## (1) 拠点の考え方

拠点は、イベント開催の場として活用を考慮し、比較的用地幅が確保できることを考慮するほか、周辺からのアクセスを考慮し、市道などとの交差箇所を中心に配置することとし、概ね以下の場所を拠点として設定します。

また、拠点機能については、当該箇所の特性を考慮しながら、イベントや休憩、散策の起点などとしての機能を配置します。

区分	位置づけ
拠点	○新利根川桜づみの主要なアクセスを担う拠点として、車でのアクセスや来訪者への情報やサービス提供の拠点となる。
小拠点	○交差する道路の通行車などに対し、桜づみの存在を周知する拠点となる。

## (2) 軸（桜づみ）の考え方

拠点を連携する軸（桜づみ）については、堤体上の市道（東）1464号線、市道（東）2-18号線（区間はp15参照）及び、既存の遊歩道とします。なお、遊歩道については、用地幅や植栽形態を考慮しながら新たな整備についても検討することとします。

軸（桜づみ）においては、交差点部を中心に交通安全対策を講じるとともに、歩行者が安全かつ快適に利用できるよう、休憩施設（ベンチ）やサイン（距離表示）の設置を検討します。

表－導入が考えられる機能・施設

区分	導入機能・施設
拠点	○駐車場（常設） ○催事スペース（キッチンカーなど） ○サイン（「新利根川桜づみ入口」、「距離表示」など） ○休憩施設（ベンチなど） ○交通安全施設（車止めなど）
小拠点	○サイン（「新利根川桜づみ入口」、「距離表示」など） ○休憩施設（ベンチなど） ○交通安全施設（車止めなど）
桜づみ	○サイン（「距離表示」、「周辺施設案内」など） ○休憩施設（ベンチなど） ○交通安全施設（車止めなど）

### 【拠点の整備イメージ】

- 来訪者が車で来訪した際に、回遊の起点となるよう、駐車場や休憩施設などの来訪者が利用できる利便施設の整備を行う。
- 桜の散策路の案内表示、周辺地域資源の情報提供を行うサインを整備する。



施設イメージ（つくば市平沢官衙遺跡駐車場）



散策中に利用できるベンチの設置

### (3) 全体のゾーニングの考え方

全体ゾーニングについては、桜の植樹の状況、管理協定の有無などを考慮し、全体を3つに区分して検討します。

#### ①メインの集客エリア

公共施設からも近く、車への対応も可能なことから、既存の桜並木を生かした、散策、イベント空間として利用を推進することとし、散策環境に加え必要な施設等の整備を推進します。また、本エリアにおいては、既存施設などを考慮し、以下のようなゾーンを設定します。

##### ア. 桜並木ゾーン

新利根川桜づつみの基本となるゾーンとして位置づけます。

##### イ. イベントゾーン

新利根川桜づつみの中でも、桜の植栽幅が広い区域については、現在行われているライトアップや桜の開花時期のイベント開催の場としての利用を推進します。

##### ウ. 桜並木散策ゾーン

桜の樹間に遊歩道が整備されている区間については、桜並木を散策するゾーンとして、歩道空間の維持・保全、ユニバーサル化を推進します。また、健康増進を図るためのヘルスロードとしての位置づけも検討します。

#### ②当面の植栽延長エリア

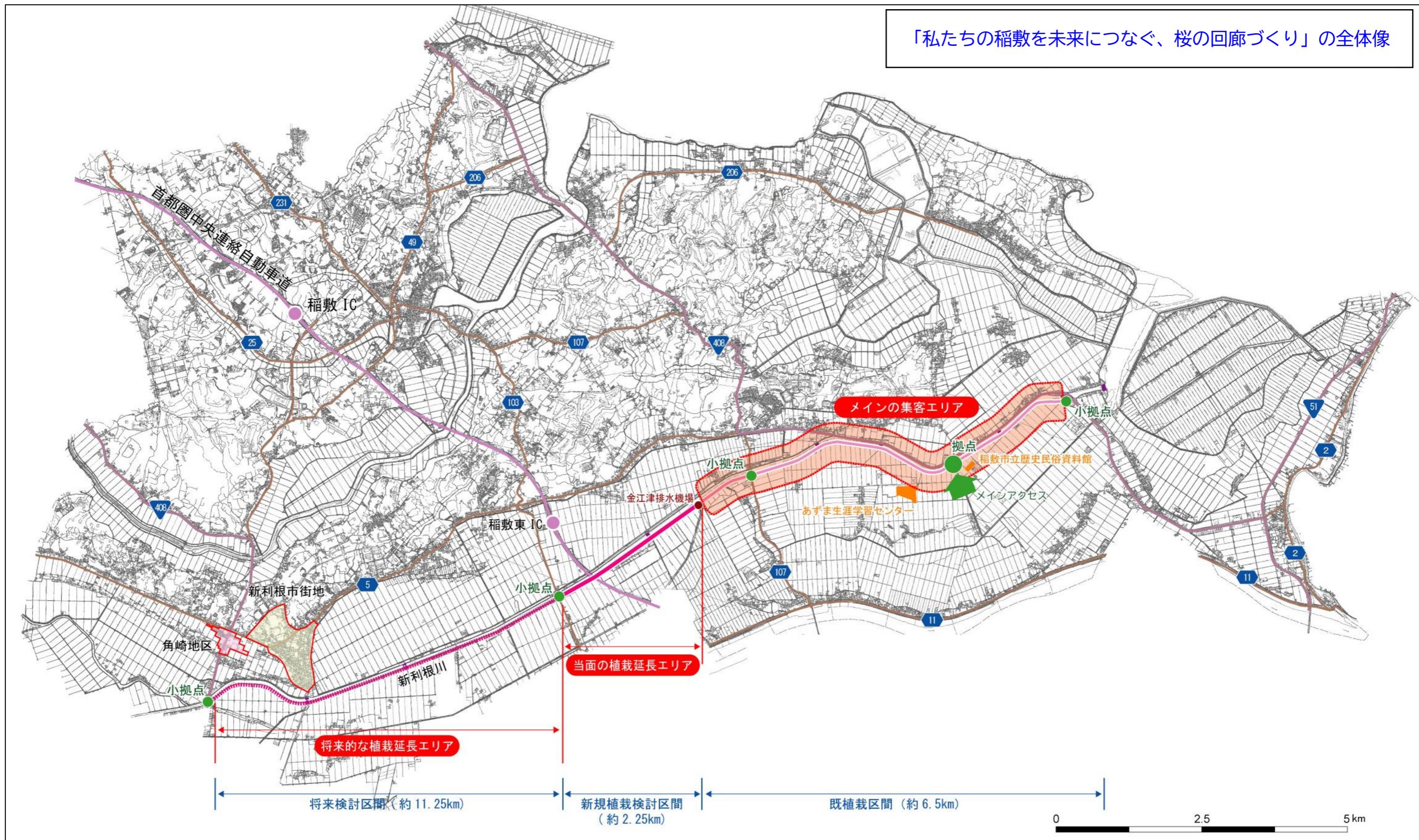
現在の管理協定の対象区間のうち、植栽されていない区間については、合併20周年を契機として、新利根川桜づつみを延長する取り組みを具体化するエリアとして、桜の苗木の植栽を推進するとともに、安全かつ快適に利用できるよう散策環境の整備を進めます。

#### ③将来的な植栽延長エリア

新利根地区内については、現在の管理協定の対象外となることから、新たな管理協定の締結により桜づつみの延長を目指すこととし、安全かつ快適に利用できるよう散策環境の整備を進めます。



図-全体ゾーニング図





#### (4) 利便施設整備の考え方

散策者の利便性向上を図るため、以下のような利便施設の整備を検討します。

##### ①駐車場

駐車場については、通常時の来訪者用駐車場の確保について検討するとともに、イベント開催時等においては、近傍の公共施設（市立図書館、資料館）の駐車場を利用することとします。

##### ②休憩施設

散策途中の休憩施設として、四阿やベンチの設置を検討します。

##### ③情報施設

新利根川桜づつみや周辺施設に関する情報提供を図るため、桜づつみ全体の案内板、ウォーキングでの利用を促進するための距離表示などを検討します。



■道路上の距離表示

##### ④回遊促進施設

新利根川桜づつみは、延長が長いことや、比較的交通量の少ない市道沿道に沿って形成される桜並木であることから、全体の回遊を促進するため、レンタサイクルやサイクルステーション等の整備についても検討します。



■サイクルステーションの例

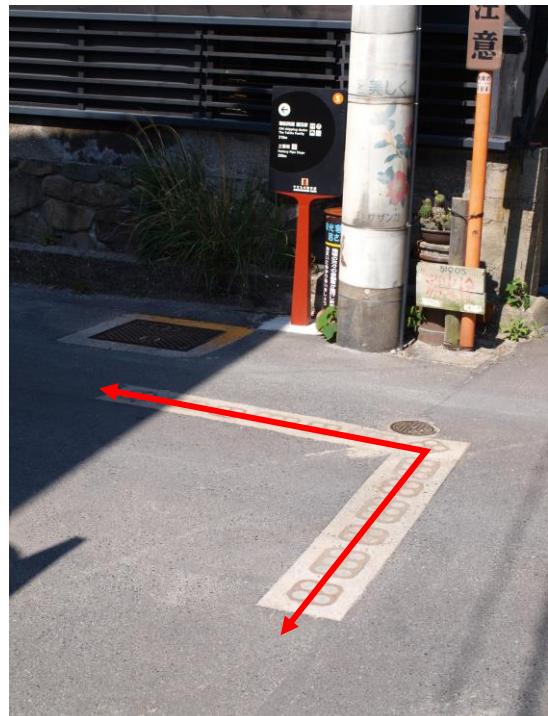
#### (5) 交通安全対策

新利根川桜づつみの軸については、県道や市道との交差箇所があることから、注意喚起のためのサインの設置を行います。

## 【参考－散策のためのマップとルート案内の例】



■散策ルートと施設を案内するサイン



■道路上のコースの表示



■散策ルートを案内するサイン



■散策ルート途中の休憩施設

# 第V章 桜づつみ整備と維持・管理のあり方

## V-1 桜づつみ整備のあり方

### 1. 整備（取り組み）メニュー

#### ■新利根川桜づつみの拡充

稲敷市合併 20 周年を契機とする新しい地域資源とするため、これまで整備された区間の維持・管理とともに、桜が植栽されていない西側区間への植樹を推進します。

なお、当面の整備区間については、現在の「新利根川桜づつみ管理協定」の対象である旧新利根町境までとし、旧新利根町境以西への延伸については、植栽箇所の検討、管理協定の再締結を行うこととします。

取組	内容	担当課
桜の植栽敷地の確保	○桜の新たな植栽スペースを確保するため、関係機関と調整しながら、未整備区間における桜の植栽敷地の確保を進めます。	<input type="checkbox"/> 建設課
桜の管理協定の再締結	○現在の管理協定の対象となっていない旧新利根町地内への延伸を図るなど、桜の管理協定の再締結について関係機関との協議を検討します。	<input type="checkbox"/> 建設課
桜の植樹活動の推進	○継続的に桜の植樹活動を行うため、計画的な桜の苗木の確保、子どもたちをはじめとする市民による植樹活動を推進します。	<input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 教育委員会指導室

#### ■新利根川桜づつみの機能充実

桜の植樹による桜並木の整備と連携し、桜づつみの利用促進に向けた取り組みを充実します。

取組	内容	担当課
イベント開催機能の充実	○新利根川桜づつみを活用したイベントの開催を支援するため、駐車場やイベントスペースの確保、近年ニーズの高いキッチンカーへの対応等について検討します。	<input type="checkbox"/> まちづくり推進課
周辺施設との連携強化	○駐車場やトイレなど、イベント開催に不可欠な機能を確保について検討する他、周辺施設の活用やアクセス動線の充実を検討します。	<input type="checkbox"/> まちづくり推進課 <input type="checkbox"/> 建設課

## ■散策空間としての機能充実

桜の植樹による桜並木の整備と連携し、桜づつみの利用促進に向けた取り組みを充実します。

取組	内容	担当課
休憩等の散策機能充実	○桜の開花期やそれ以外の時期の河川沿岸の散策利用を促進するため、ベンチや日よけなどの整備を検討します。	<input type="checkbox"/> まちづくり推進課 <input type="checkbox"/> 建設課
案内機能の充実	○新利根川桜づつみを活用した散策や健康づくりを楽しめるよう、周辺情報や距離の表示などについて検討します。	<input type="checkbox"/> まちづくり推進課
市道（東）1464号線、市道（東）2-18号線の安全確保	○新利根川桜づつみに併行する市道（東）1464号線、市道（東）2-18号線は、桜づつみへのアクセスや散策の動線となることから、開花時期を中心に歩行者・自転車と自動車との安全確保を進めます。	<input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> まちづくり推進課
来訪者の安全性・快適性の確保	○全ての人が安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの導入や交差点部の安全確保に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 建設課

## ■子どもたちが桜づつみに親しむ機会の確保

桜を通じて、稲敷市の自然や魅力に親しむ機会を創出し、子どもたちのふるさと意識を醸成します。

取組	内容	担当課
植樹体験する機会の創出	○市内の小中学校等と連携し、植樹を体験する機会の創出を行う等、新利根川桜づつみに親しむ機会の充実に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 教育委員会指導室
体験する機会の創出	○市内の小中学校や幼稚園、認定こども園、保育園の児童生徒を対象に、自然学習やピクニックなど、新利根川桜づつみに親しむ機会の充実に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 教育委員会指導室

## ■新利根川という軸を活用した地域づくりの推進

桜づつみの整備に合わせた桜の時期のイベントに加え、新利根川という本市の東西軸となる資源を活用した地域づくりを推進します。

取組	内容	担当課
桜の開花時期に合わせたイベントの充実	○既に実施している稲敷さくらまつりの充実に向け、会場の充実・確保、各種団体との連携強化に取り組みます。	<input type="checkbox"/> まちづくり推進課
桜の開花時期以外の活用の検討	○遊歩道や河川沿岸の道路を活かした健康づくりイベントの場としての活用を促進します。	<input type="checkbox"/> まちづくり推進課

## ■新利根川桜づつみに関する発信の強化

新利根川桜づつみの認知度を高めるため、市民だけでなく市外に向けた各種の情報発信に取り組むとともに、来訪者に対する回遊情報の提供に取り組みます。

取組	内 容	担当課
開花情報や稲敷市の桜に関する情報発信	○新利根川桜づつみをはじめとする市内の桜に関する開花情報の発信、維持・管理の取り組みなどについての情報発信の強化を図ります。	□秘書公聴課
散策を促進するためのツールの整備	○新利根川桜づつみの散策や周辺への回遊を促進するため、マップなどのツールの整備を検討します。	□秘書公聴課 □まちづくり推進課

【参考－桜と河川の紹介をするマップの例】



### ■継続的な維持・管理に向けた体制の整備

地域資源として将来に継承するため、維持・管理に関する知見の習得や人材確保、市民と行政の協働体制の構築に取り組みます。

取 組	内 容	担当課
桜の管理を行う人材育成の推進	○桜の適正な維持管理に向けた人材確保を図るため、剪定や施肥などに関する管理技術講習の実施を検討します。	<input type="checkbox"/> 建設課
市民や事業者の参加促進	○市民が親しみを持てる桜の名所とするため、植樹や維持・管理活動への参加機会の創出を行います。	<input type="checkbox"/> 建設課

## V-2 整備プログラムの設定

### 1. 期別目標の設定

桜づみの整備を計画的に進めるため、整備期間を 10 年間（第Ⅰ期：5 年間、第Ⅱ期：5 年間）とし、次のような整備プログラムを設定します。

時 期	方 針	整備対象
■第Ⅰ期 令和7年度 ～令和11年度	合併 20 周年を契機に、 桜づみの整備を重 点的に進める期間	<p>①結佐神社～十余島揚水機場</p> <p>○現在桜が植栽されていないことから、桜づみの連続性を演出するため、優先的に植栽を行います。</p> <p>②生育不良な箇所の植替え</p> <p>○結佐神社東側の生育不良区間について、試験的に植替えを行います。</p> <p>○全体的な植替えについては、継続的に生育状況を観察し判断します。</p> <p>③金江津排水機場西側への延長（旧東町地内）</p> <p>○桜づみの拡充に向け、金江津排水機場西側への植栽を進めます。</p> <p>○当面は、現在管理協定が締結されている旧新利根町境までを対象とします。</p> <p>④旧新利根町境以西への延長の検討</p> <p>○将来検討区間の整備方針について、河川管理者等を含めた検討を行います。</p>
■第Ⅱ期 令和12年度以降	桜づみの整備を継 続する期間	<p>圈央道西側の整備については、整備方針等について管理者等との協議を行い、整備することが決定された場合に行います。</p> <p>①旧新利根町境以西への延長</p> <p>○旧新利根町地内について管理協定の締結を行い、西側（旧新利根町地内）への植栽区間の延長を行います。</p>

## 2. 整備（取り組み）メニューごとのスケジュール

前項の期別目標を踏まえ、10年間（第Ⅰ期：5年間、第Ⅱ期：5年間）の整備期間における整備（取り組み）メニューのスケジュールを次のように設定します。

整備（取り組み）メニュー		■第Ⅰ期 令和7年度～令和11年度					■第Ⅱ期 令和12年度以降				
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
新利根川桜づつみの拡充	桜の植栽敷地の確保										→
	桜の管理協定の再締結					...					→
	桜の植樹活動の推進										→
新利根川桜づつみの機能充実	イベント開催機能の充実										→
	周辺施設との連携強化										→
散策空間としての機能充実	休憩等の散策機能充実							...			→
	案内機能の充実										→
	市道（東）1464号線、市道（東）2-18号線の安全確保							...			→
	来訪者の安全性・快適性の確保							...			→
子どもたちが桜づつみに親しむ機会の確保	植樹体験する機会の創出										→
	体験する機会の創出										→
新利根川という軸を活用した地域づくりの推進	桜の開花時期に合わせたイベントの充実										→
	桜の開花時期以外の活用の検討							...			→
新利根川桜づつみに関する発信の強化	開花情報や稻敷市の桜に関する情報発信										→
	散策を促進するためのツールの整備										→
継続的な維持・管理に向けた体制の整備	桜の管理を行う人材育成の推進										→
	市民や事業者の参加促進										→

### 3. 第Ⅰ期における桜の植栽敷地の確保及び桜の植樹活動の推進

「私たちの稻敷を未来につなぐ、桜の回廊づくり」に向け、期別目標でも示したように、第Ⅰ期においては、桜づつみの植栽区間を延長するため、既に管理協定を締結している区間において、桜の植栽敷地の確保及び桜の植樹活動の推進に取り組みますが、令和7年度以降5年間の整備内容を以下のように設定します。

年 度	整備内容				
令和7年度	○現在桜が植栽されていない結佐神社～十余島揚水機場の整備 ○生育不良な箇所の植替え				
～令和11年度	○金江津排水機場から旧東町地内の区間について、4か年に分けて植栽を行います。				
年度	施行延長 (m)	本数 (本)	予算額 (千円)	備 考	
R7	370	60	5,000	新規 50 本、発育不良の植替え 10 本程度	
R8	470	80	6,000	新規 60 本、発育不良の植替え 20 本程度	
R9	470	80	6,000	新規 60 本、発育不良の植替え 20 本程度	
R10	470	80	6,000	新規 60 本、発育不良の植替え 20 本程度	
R11	470	80	6,000	新規 60 本、発育不良の植替え 20 本程度	
					施行延長：2,250m
					植樹費用：75,000 円／本

## V-3 整備の促進と管理のあり方

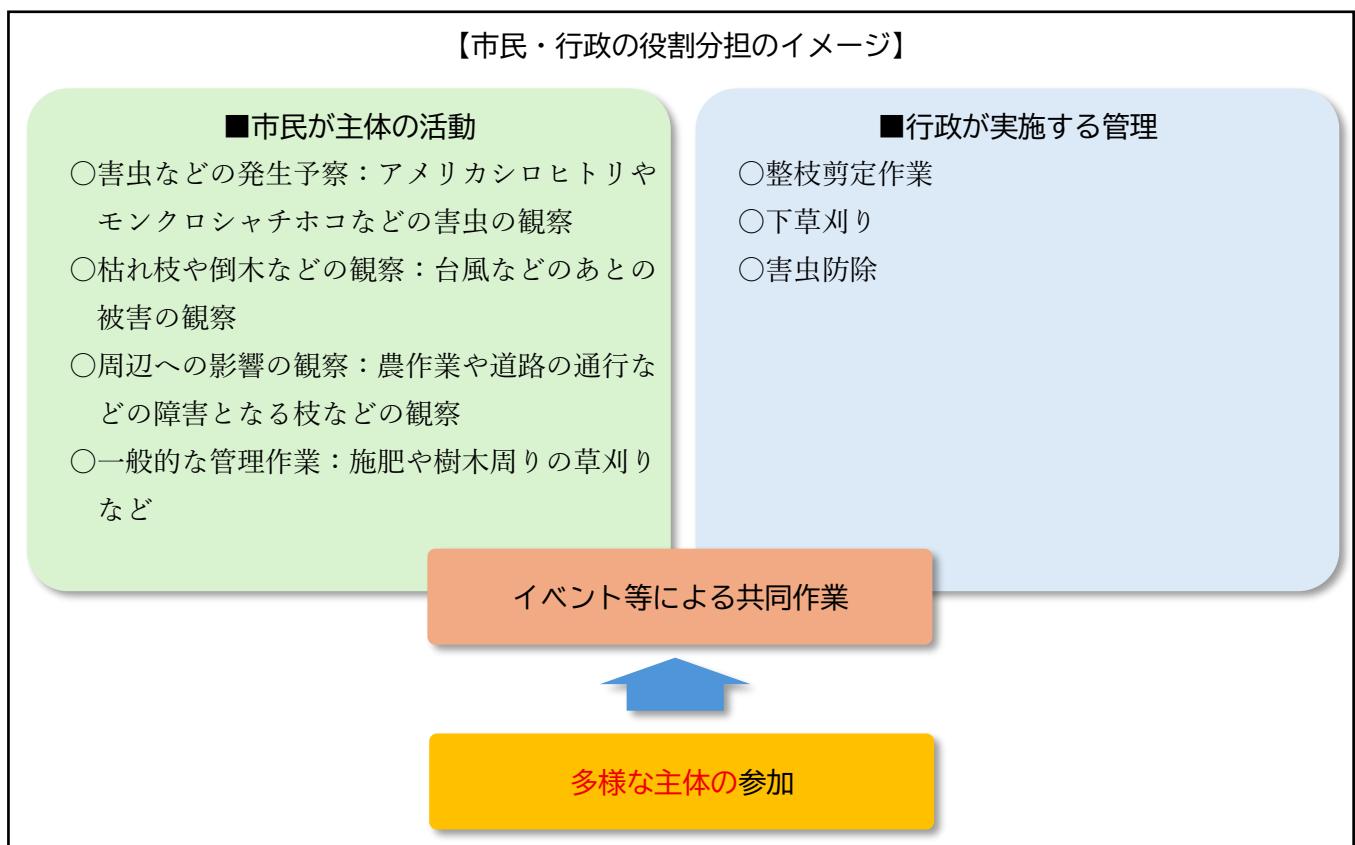
### 1. 市民が参加する植樹の促進

今後延長する桜づつみの整備については、行政による整備を基本としますが、地域への愛着の醸成を促進するため、市民が参加することができる植樹を促進することとします。

### 2. 桜づつみの管理

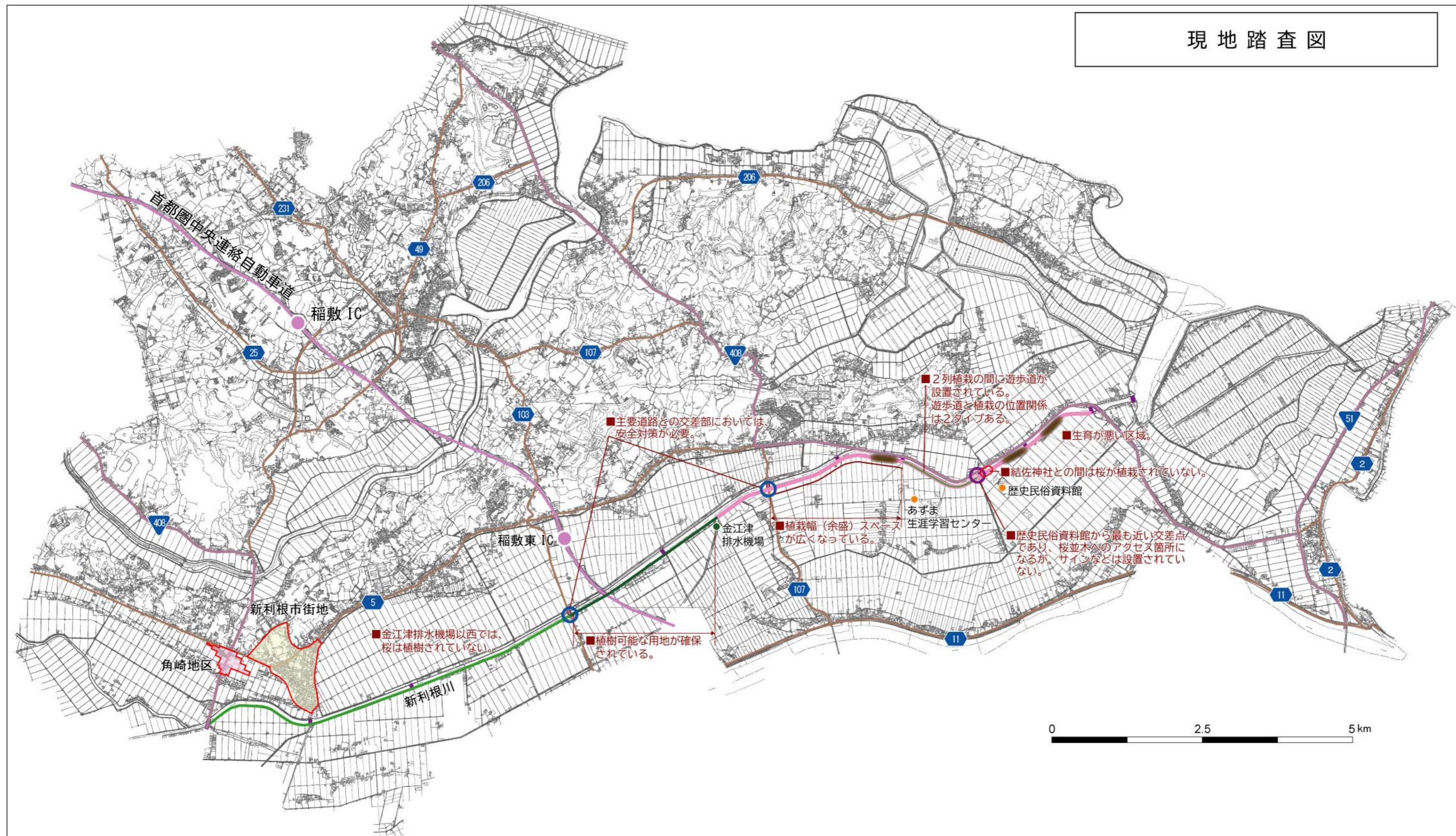
桜づつみの整備・管理については、今回の桜づつみの整備が市政施行 20 周年にあたる事業であることや、将来的に地域の財産として市民に親しまれる資源としていくため、官民連携による整備・管理を目指すこととします。

管理分担の視点としては、巡回などにより日常的に行政が管理することは困難であることから、市民は日常の利用を通じて桜づつみの観察を担い、行政は専門性のある作業を行うこととし、概ね以下のような役割を想定し、イベント等による協働作業の実施も検討するとともに、多様な主体の参加も促進します。



## ■資料 現地踏査図

図-現地踏査図





## 【現地踏査写真】



■生育が良好な区間



■樹間が広い区間

2列に植栽されている区間には、樹間が広い場所があり、イベント会場としての利用も考えられる。



■樹間が広い区間

2列に植栽されている区間には、市道との間に広い空間が確保されている場所がある。



■遊歩道が整備されている区間

2列に植栽されている区間には、遊歩道が整備されている区間があり、用地幅も広くベンチの設置などが考えられる。



■ストックヤード（新橋地内 圏央道西側）

新たに植樹することが考えられる旧新利根町地内では、ストックヤードとして利用されている区間もあり、事前の協議が必要。



■新利根地内

新利根地内では、植栽スペースの確保が難しいと思われる箇所がある。